

指定管理者制度におけるスライド制度
運用の手引き

令和 8 年 3 月

富山県

1 目的・趣旨

労務費や原材料費等が上昇している状況に鑑み、令和8年度から、賃金水準や物価等に一定の変動が見られた場合に、その変動の影響を指定管理料に反映させる措置（以下、「スライド制度」という。）を講ずる。

このスライド制度をあらかじめ制度として導入することにより、指定管理応募者の予見性を高め、①指定管理者における賃上げへの適切な対応、②持続可能で安定的な施設運営、③サービス水準の維持・向上を図ることをねらいとする。

本手引きは、スライド制度の運用に当たっての考え方及び事務手続等について定めるものである。

2 概要

（1）制度の概要

県において、賃金水準や物価等の変動に係る客観的な指標を基に、指定管理料を変更する上限額（以下「スライド上限額」という。）を算定し、スライド上限額の範囲内で、指定管理者からの申請により当該年度の人件費、再委託費及びその他の経費について増減を行う。

ただし、指標の減少により算定されるスライド上限額がマイナスとなる場合には、スライド制度により指定管理料を減額するのではなく、当該年度末の指定管理料の支払いにおいて、当初の指定管理料から当該マイナス相当額を控除する方法により調整するものとする。

（2）対象施設

指定管理者制度を導入している 60 施設（富山県流域下水道は対象外）

（3）適用開始時期

令和8年度から

（4）賃金水準や物価等の変動に係る客観指標

ア 賃金水準（人件費）

富山県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「人事委員会勧告」という。）における県職員給与と民間給与との較差

イ 再委託費

国土交通省が毎年度公表する「建築保全業務労務単価（全国、全職種平均）」

ウ その他の経費

富山県経営管理部統計調査課が毎年度公表する「富山市消費者物価指数」の年度平均

(5) 賃金水準や物価等に係る変動（上昇）があった場合において指定管理者が負担すべき範囲

指定管理者が通常の経営努力により吸収し得る範囲のコスト変動として、基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分についてスライド制度により調整するものとする。

(6) その他

指定管理期間中に、人員構成の大幅な見直し、新たな法令対応の必要等により、当初の基準額と実績が著しく乖離する状況が継続していると認められる場合には、指定管理者からの申出に基づき、県と協議のうえ、合理的な範囲内で基準額を見直すことができる。

3 スライド制度の対象とする経費

(1) 賃金水準（人件費）

県が指定管理者と締結した基本協定に基づき承認した指定管理者の指定管理期間の初年度に係る事業計画書に記載された人件費（指定管理者が直接雇用する者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金及び社会保険料の指定管理者負担分等の法定福利費に該当する経費をいい、指定管理業務以外の業務に係るものを除く。）のうち、人事委員会勧告における民間の「月例給」及び「特別給」の変動に伴って変動すると考えられるもの。

※（対象となるものの例）

給料、賞与（期末・勤勉手当）、地域手当等に相当するもの及び指定管理者が負担すべき社会保険料等の法定福利費

※（対象外となるものの例）

通勤手当、健康診断費等に相当するもの

各手当等が対象経費に該当するか否かの判断に当たっては、当該手当等の支給趣旨及び支給実態を踏まえ、人事委員会勧告における民間の「月例給」又は「特別給」の変動と連動して増減すると認められるかどうかを基準として、県と指定管理者が協議の上、決定する。

（２）再委託費

県が指定管理者と締結した基本協定に基づき承認した指定管理者の指定管理期間の初年度に係る事業計画書に記載された、再委託費（例 清掃・設備保守点検委託費等）から消費税及び地方消費税を除いた金額

（３）その他経費

県が指定管理者と締結した基本協定に基づき承認した指定管理者の指定管理期間の初年度に係る事業計画書に記載された人件費、再委託費以外の経費から消費税及び地方消費税を除いた金額

※（対象となるものの例）電気代、ガス代、灯油代、上下水道代など

※（対象外となるものの例）租税公課、保険料、支払利息、減価償却費など

４ スライド上限額の算出方法

スライド上限額は、「対象経費の額」（※）に、当該年度の増減率（※）を乗じて算出した額とする。

スライド上限額＝増減額（対象経費×増減率）－事業者負担（基準額×１％）

※ 「対象経費の額」とは、指定管理期間の初年度にあつては、下記５（１）ウに基づき上記３（１）～（３）に該当するものとして県の承認を受けた「スライド基準額報告書」（様式１）に記載されたものの額（以下「基準額」という。）とし、指定管理期間の２年度目以降にあつては、当該年度の前年度分の対象経費の額に当該年度分の増減率を乗じて算出した額とする（下記の表を参照）。

※ 「当該年度の増減率」とは、最新の客観指標（県経営管理部財産管理室が県の各施設所管課に通知する時点で公表された数値）と前年度の客観指標の数値との差をいい、パーセント表示で算出するものとする。

ただし、令和８年度が、現在受けている指定に係る指定管理期間の１年度目以降の年度である場合の令和８年度の増減率は、最新の客観指標と公募時点の客観指標との差とする。

【算出例 1】各年度 3 % ずつ増の場合

(単位：千円)

	1 年目(R8)	2 年目(R9)	3 年目(R10)
①対象経費	10,000 (基準額)	10,300	10,609
②指標の増減率	3.00%	3.00%	3.00%
③対象経費の増減額 (①×②)	300	309	318
④ ①+③	10,300	10,609	10,927
⑤事業者負担(基準額の±1%)	100	100	100
⑥ ④-⑤	10,200	10,509	10,827
⑦スライド上限額 (⑥- 基準額)	200	509	827

【算出例 2】1 年目 3%増、2 年目 5%減、3 年目 7%増の場合

(単位：千円)

	1 年目(R8)	2 年目(R9)	3 年目(R10)
①対象経費	10,000 (基準額)	10,300	9,785
②指標の増減率	3.00%	▲5.00%	7.00%
③対象経費の増減額 (①×②)	300	▲515	684
④ ①+③	10,300	9,785	10,469
⑤事業者負担(基準額の±1%)	100	▲100	100
⑥ ④-⑤	10,200	9,885	10,369
⑦スライド上限額 (⑥- 基準額)	200	▲115	369

※ 千円未満は切捨て

※ 人件費、再委託費・その他の経費の費目毎に、それぞれ算出する。

(1) 臨時的な増員等に伴い上記 3 (1) の人件費が変動した場合の取扱い

臨時的な増員等、年度途中における人員構成の一時的な変更に伴う上記 3 (1) の人件費の変動については、指定管理者の負担とする。

(2) 人件費相当額に余剰が生じた場合の取扱い

なお、スライド制度による上記 3 (1) の人件費の増額を実施した場合にお

いて、上記３（１）の人件費相当額に余剰が生じたときは、年度末の指定管理料の支払いにおいて、当該余剰分を減額する。

５ スライド制度の運用手続・スケジュール

（１）運用スケジュール

時期		施設所管課	指定管理者
指定管理期間の前年度	募集時	募集要項にスライド制度に関する事項を明記	
	協定締結時	本手引きの内容を確認したうえで、協定を締結	
	初年度事業計画書提出時	指定管理者から提出された基準報告書の審査・承認（様式２）	スライド基準報告書（様式１）を提出
指定管理期間中	10～12月	指標の公表を受け、スライド上限額を通知（様式３）	スライド上限額がプラスの場合、スライド額の申請（様式４）
	2月	スライド額内示を通知（様式５）	
	3月	県議会議決後に、スライド決定額を通知（様式６）	
		実績報告書を確認のうえ、指定管理料支払	事業実績報告書を提出

※本表は、令和９年度以降に新たに指定管理を開始する施設を想定した標準スケジュールです。令和８年度が現在受けている指定に係る指定管理期間の１年度目以降の年度である施設については、下記６のとおり、当該指定管理期間の初年度の経費に基づき、令和８年８月末までにスライド基準額報告書（様式１）を提出していただきます。

（２）指定管理期間の前年度

ア 募集要項にスライド制度に関する事項を明記した上で、指定管理者を募集する。

イ 県と指定管理者は、県と指定管理者との基本協定の締結に際し、県施設所管課及び指定管理者において本手引きの内容を確認した上で、基本協定を締

結する。

ウ 指定管理者は、基本協定書に基づく指定管理期間の初年度に係る事業計画書の提出の際、併せて当該事業計画書提出時点における、上記３に該当する経費の見込額を記載した「スライド基準額報告書」（様式１）を提出し、県の承認を受けるものとする。

（３）指定管理期間中（当該年度）

ア 県経営管理部財産管理室が各指標の増減率を算定の上、県の各施設所管課に通知するものとする。

イ 各施設所管課は、上記アにより財産管理室から通知された各指標の増減率に、人件費並びに再委託費及びその他の経費の基準額を乗じて、当該年度のスライド上限額を算出し、各指定管理者に通知（様式３）するものとする。

ウ 各指定管理者は、各施設所管課から通知されたスライド上限額がプラスの値である場合において、当該年度の指定管理料におけるスライドを希望する場合には、施設所管課に申請書（様式４）を提出するものとする。スライド上限額がプラスであっても、指定管理者が申請を行わない場合には、当該年度についてスライド制度の適用は行わない。また、そのことにより翌年度以降の基準額又は増減率算定に影響を及ぼすものではない。

なお、スライド上限額がマイナスの値の場合は、指定管理者からの申請は不要である（上記２（１））のとおり、指定管理料について減額を必要とする場合には、年度末の指定管理料の支払いにおいて、適宜調整することとする。なお、著しい減額が見込まれる場合には、あらかじめ指定管理者と協議の上、その影響を確認するものとする。

エ 指定管理者から上記ウの申請があった場合は、施設所管課は、指定管理者にスライド額の内示の通知（様式５）を行い、スライド額に係る経費を当該年度の補正予算に反映するものとする。

オ 当該年度の補正予算が県議会において議決された場合は、施設所管課は、指定管理者にスライド額の決定通知（様式６）を行うとともに、スライド額を当該年度の指定管理料に反映するものとする。

カ 指定管理者は、当該年度終了後、事業実績報告書を施設所管課に提出する。

６ 令和８年度が現在受けている指定に係る指定管理期間の１年度目以降の年度である（指定管理期間途中の）指定管理者に係る取扱いについて

- (1) 令和 8 年度が現在受けている指定に係る指定管理期間の 1 年度目以降である指定管理者についても、原則として、令和 8 年度からスライド制度を導入することとする。
- (2) 上記 (1) の指定管理者は、本手引きの内容を確認した上で、県と締結した基本協定に基づき県が承認した事業計画書に記載された 1 年度目の経費のうち、上記 3 に該当する経費の額を記載した「スライド基準額報告書」(様式 1) を令和 8 年 8 月末までに県に提出し、県の承認を受けるものとする。
- (3) その他、令和 8 年度が現在受けている指定に係る指定管理期間の 1 年度目以降の年度である指定管理者に係る取扱いについては、上記 2 から 5 までの例による。

様式 1

スライド基準額報告書

施設の名称

法人又は団体の名称

指定管理料のスライドに係る対象経費について、以下のとおり報告します。

令和○年度（指定管理開始年度）

（単位：千円）

区分	費目	金額	積算内訳	備考
人件費	正規職員賃金		○円×○人＝	
	非正規職員賃金		○円×○人＝	
	法定福利費		上記計×○％	
	合計			
再委託費	○○委託費			
	△△委託費			
	××委託費			
	合計			
その他経費	電気代			
	ガス代			
	上水道代			
	下水道代			
	合計			

※指定管理初年度の業務計画書に記載された経費のうち、スライドの対象となる経費について記載すること。

※金額欄の単位は千円とし、算定結果の千円未満は切り捨てるものとする。

※新たな法令対応等、基準額見直しの理由がある場合は備考欄に記載すること。

様式2（様式1の承認通知）

〇〇第 号
令和〇年〇月〇日

（指定管理者）様

富山県知事 〇〇 〇〇

スライド基準額報告書の承認について

令和〇年〇月〇日付けで提出のあったスライド基準額報告書（様式1）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 対象施設
〇〇〇〇

2 承認した基準額（指定管理開始年度：令和〇年度）

経費	スライド申請に係る基準額
人件費	千円
再委託費	千円
その他経費	千円

※基準額は、スライド制度における対象経費として用いるものです。

様式3の1（増額の場合）

〇 〇第 号
令和〇年〇月〇日

（指定管理者） 様

富山県知事 〇〇 〇〇

令和〇年度の指定管理料のスライド申請に係る上限額について（通知）

賃金水準及び物価等の変動を踏まえた、指定管理料のスライドについて、
下記のとおり令和〇年度の指定管理料のスライド申請に係る上限額を決定
しましたので、通知します。

記

1 対象施設

〇〇〇〇

2 令和〇年度の申請上限額について

経費	スライド申請に係る上限額
人件費	千円
再委託費	千円
その他経費	千円

様式3の2（減額の場合）

〇 〇第 号
令和〇年〇月〇日

（指定管理者） 様

富山県知事 〇〇 〇〇

令和〇年度の指定管理料のスライド申請に係る上限額について（通知）

賃金水準及び物価等の変動を踏まえた、指定管理料のスライドについて、
下記のとおり令和〇年度の指定管理料を減額することとしましたので、通知
します。

記

1 対象施設

〇〇〇〇

2 令和〇年度の指定管理料について

経費	減額する額
人件費	千円
再委託費	千円
その他経費	千円

※年度末の指定管理料支払い時に減額するため、別途申請は不要。

様式 4

令和〇年〇月〇日

富山県知事 殿

法人又は団体の名称
代表者氏名

令和〇年度の指定管理料に係るスライドの申請について

令和〇年度の指定管理料について、下記の通りスライドを申請します。

記

1 対象施設

〇〇〇〇

経費	スライド申請額	備考欄
人件費	千円	
再委託費	千円	
その他経費	千円	

※本申請額は、様式 3 により通知されたスライド上限額の範囲内とすること。

※金額欄の単位は千円とし、算定結果の千円未満は切り捨てるものとする。

※スライドを申請しない費目がある場合、その理由を備考欄に記載すること。

様式5（増額の場合）

○ ○第 号
令和○年○月○日

（指定管理者） 様

富山県知事 ○○ ○○

令和○年度の指定管理料に係るスライド額の内示について

令和○年○月○日付け申請のあったスライド額について、下記のとおり令和○年度の指定管理料のスライド額を内示します。

なお、増額後の指定管理料の額については、富山県議会における補正予算の議決後、予算の範囲内で決定いたしますので申し添えます。

記

- 1 対象施設
○○○○

- 2 令和○年度のスライド額について

経費	スライド額
人件費	千円
再委託費	千円
その他経費	千円

様式6（増額の場合）

○ ○第 号
令和○年○月○日

（指定管理者） 様

富山県知事 ○○ ○○

令和○年度の指定管理料に係るスライド額の決定について

令和○年○月○日付け申請のあったスライド額について、下記のとおり令和○年度の指定管理料のスライド額を決定しましたので、通知します。

記

1 対象施設
○○○○

2 令和○年度のスライド額について

経費	スライド額
人件費	千円
再委託費	千円
その他経費	千円

※本通知に記載するスライド額は、当該年度補正予算の議決結果を反映した決定額であり、当該年度の指定管理料に加算して支払うものとする。